

第2回経済環境小委員会 次第

日 時： 平成15年10月17日(金) 午後2時00分から
会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議経環第1号 商工・観光関係事業について (資料1)

協議経環第2号 勤労者・消費者関連事業について (資料2)

協議経環第3号 協定項目の変更について (資料3)

(2) 提案事項

協議経環第4号 環境対策事業について (資料4)

協議経環第5号 農林水産関係事業について (資料5)

3 その他

経済環境小委員会の日程について (資料6)

4 閉会

商工・観光関係事業について（協定項目第23 - 20号）

商工・観光関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	商工・観光関係事業
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、尾西市・木曾川町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

協議状況	
提案	平成15年 9月18日
協議	平成15年10月17日
確認	平成 年 月 日

勤労者・消費者関連事業について（協定項目第23-21号）

勤労者・消費者関連事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	勤労者・消費者関連事業
調整方針	原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。

協議状況	
提案	平成15年9月18日
協議	平成15年10月17日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目の変更について

一宮市・尾西市・木曾川町合併協定項目を次のとおり変更する。

各種事務事業の取扱い23-17ごみ収集運搬業務事業を、23-18環境対策事業に統合する。

理由：事務事業のすりあわせを行っていく際に、ごみ収集運搬業務事業と環境対策事業を切り離して協議は行わず、一対のものとして協議してきたため。

(参考) 10月20日に行われる厚生小委員会において、各種事務事業の取扱いに病院事業の追加を提案する予定である。理由として、総務省マニュアルには病院事業の協定項目がないが、2市1町には直営病院があり個別に協議したほうが望ましいためである。協定項目番号は23-17を予定している。

協議状況	
提案	平成15年10月17日
協議	平成15年10月17日
確認	平成 年 月 日

環境対策事業について（協定項目第23 - 18号）

環境対策事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	環境対策事業
調整方針	<p>原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。</p> <p>(1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。</p> <p>(2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせるものとする。</p> <p>(3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。</p> <p>(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。</p> <p>(5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月17日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

農林水産関係事業について（協定項目第23-19号）

農林水産関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	農林水産関係事業
調整方針	<p>農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとする。</p> <p>(1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。</p> <p>(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月17日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

経済環境小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
3	11月21日(金)午後2時	木曽川町役場3階 大委員会室
4	12月10日(金)午後3時	木曽川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

< 協議経環第5号 23 - 19 農林水産関係事業 >

平成15年10月17日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農林水産関係事業			
調整方針(案)	農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとする。 (1)農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。 (2)農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。 (3)生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、農家戸数等	農家戸数...4,068戸 農家人口...18,683人 経営耕地面積...1,701ha	農家戸数...1,238戸 農家人口...5,433人 経営耕地面積...506ha	農家戸数...304戸 農家人口...1,305人 経営耕地面積...118ha	/
2、農業振興地域整備事業	農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律によって、県知事が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町が農業振興地域整備計画を策定して、今後とも長期にわたって農業を振興する地域を明らかにし、農業と農業以外への土地利用の調整を図るとともに、優良農地の確保と農業の健全な発展を図ることを目的としている。 農業振興地域整備計画 昭和50年3月4日 農業振興地域 5,648ha 農用地区域 1,486ha	農業振興地域制度は一宮市に同じ。 農業振興地域整備計画 昭和49年12月27日 農業振興地域 1,478ha 農用地区域 618ha	農業振興制度地域は一宮市に同じ。 農業振興地域整備計画 昭和50年3月4日 農業振興地域 323ha 農用地区域 140ha	新市において一定期間内に調整する。基礎調査を含む整備計画の見直し後、新市において新たに策定する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
3、農漁業近代化資金利子補給事業	<p>目的：農漁業者等に対し農協等民間融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国・県・市町が利子補給措置を講じ、もって農業経営の近代化に資することを目的とする。 対象者：農漁業を営む個人・法人、農協等 貸付対象経費：農漁業用施設、機械器具、家畜の購入等 貸付に係る基本原則：農業の近代化又は規模拡大を伴うもの</p> <p>平成15年度新規貸付分から貸付利率は実質金利が1.0%以上の場合は1.0%、1.0%未満の場合はその貸付利率または実質金利によって利子補給 平成14年度新規対象者はなし</p> <p>平成14年度利子補給額 65件 4,838,870円</p>	<p>目的、対象者、貸付対象経費、貸付に係る基本原則は一宮市に同じ</p> <p>規則上の利子補給率は1.0%以内</p> <p>平成14年度新規対象者はなし</p> <p>平成14年度利子補給額 13件 453,578円</p>	<p>目的、対象者、貸付対象経費、貸付に係る基本原則は一宮市に同じ</p> <p>条例上の利子補給率は1.5%以内</p> <p>平成14年度新規対象者はなし</p> <p>平成14年度利子補給額 5件 209,875円</p>	<p>一宮市の制度に合わせる。 尾西市、木曾川町の既存の利子補給を引き継ぐため、条例、要綱等を整備する。</p>
4、生産調整推進対策事業	<p>平成14年度 水田面積 1,396.7ha 目標面積 482.9ha 実施面積 393.8ha 達成率 81.5%</p> <p>一宮市地域農政推進協議会 年2回</p>	<p>平成14年度 水田面積 449.1ha 目標面積 160.4ha 実施面積 107.0ha 達成率 66.7%</p> <p>水田農業推進協議会 年1回</p>	<p>平成14年度 水田面積 171.2ha 目標面積 53.0ha 実施面積 40.6ha 達成率 76.6%</p> <p>水田農業経営確立対策事業推進協議会 年1回</p>	<p>生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農林水産関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	農業振興事業については、同一又は類似する事業を統合又は再編するものとする。 基盤整備事業及び農業団体の育成事業については継続するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。 (2) 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。 (3) 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。 (4) 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。
	新居浜市	H15.4.1	(1) 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。 (2) 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。
	新発田市	H15.7.7	ア、水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行どおりとする。 イ、豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。 ウ、豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。 エ、河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。 オ、豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。 カ、豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。
	田原市	H15.8.20	(1) 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) その他農林水産に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 農林水産分科会

協議項目	農林水産関係事業
<p>農業振興地域の整備に関する法律</p>	<p>(抜粋) (農業振興地域の指定)</p> <p>第6条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。</p> <p>2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。 2. その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。 3. 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。 <p>3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議がととのったものについては、してはならない。</p> <p>4 都道府県知事は、農業振興地域を指定しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>5 農業振興地域の指定は、農林水産省令で定めるところにより、公告してしなければならない。</p> <p>6 都道府県知事は、農業振興地域を指定したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。</p> <p>(市町村の定める農業振興地域整備計画)</p> <p>第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。</p> <p>2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 2. 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 <p>2の2. 農用地等の保全に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項 4. 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 <p>4の2. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの 6. 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項 <p>3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあっては、前項第2号から第6号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。</p> <p>4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」という。)については、都道府県知事の同意を得なければならない。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協 議 經 環 第 4 号 23 - 18 環 境 対 策 事 業 >

平成15年10月17日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 環境分科会

協議項目	環境対策事業			
調整方針（案）	原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。 (1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。 (2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曾川町に合わせるものとする。 (3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。 (4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。 (5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1、ごみ分別事業	5種18分別 1、燃やせるごみ 2、燃やせないごみ 3、粗大ごみ 4、資源ごみ（紙類（5分別）、布類、鉄類（2分別）、ガラスビン類（4分別）、ペットボトル、白色トレイ） 5、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、その他）	5種13分別 1、燃えるごみ 2、燃えないごみ 3、粗大ごみ 4、資源ごみ（紙類（4分別）、古衣服類、空き缶類、空きビン類、ペットボトル） 5、有害ごみ（乾電池、体温計）	5種23分別 1、燃やせるごみ 2、埋立ごみ 3、粗大ごみ 4、資源ごみ（紙類（5分別）、布類、鉄類（5分別）、ガラスビン類（3分別）、ペットボトル、発泡スチロール製トレイ（3分別）、プラスチック製容器包装） 5、有害ごみ（乾電池、蛍光灯、使い捨てライター）	新市において、一定の猶予期間を置き調整する。（予定3年後） またそれを踏まえて全域に対し周知していく。
2、ごみ出し袋	透明または白色半透明	市指定袋（3種類） 20ℓ 10.5円/枚 30ℓ 15.75円/枚 45ℓ 21.0円/枚 平成15年10月より指定ごみ袋を各世帯へ無料配布	透明または白色半透明	合併時には一宮市にあわせ、ごみ分別等も含め新方式を調整する。（予定3年後）
3、収集回数	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 週1回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月1回 ・有害ごみ 月1回	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月2回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月2回 ・有害ごみ 年6回	・可燃ごみ 週2回 ・埋立ごみ 月2回 ・粗大ごみ 申し込み ・資源ごみ 月1回 ・有害ごみ 月1回 ・プラごみ 月2回 ・発泡トレイ 週1回	新市において、一定の猶予期間を置き調整する。（予定3年後）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
4、収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ステーション方式 ・不燃ごみ ステーション方式 ・粗大ごみ 有料戸別収集方式 ・資源ごみ 拠点回収方式 ・有害ごみ 拠点回収方式 <p>ごみステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 約7,500箇所 ・不燃ごみ 約2,000箇所 <p>拠点回収箇所 587箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ステーション方式 ・不燃ごみ ステーション方式 ・粗大ごみ 有料戸別収集方式 ・資源ごみ ステーション方式 ・有害ごみ ステーション方式 <p>ごみステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ 約4,500箇所 ・不燃ごみ 約 300箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ ステーション方式 ・埋立ごみ ステーション方式 ・粗大ごみ 有料戸別収集方式 ・資源ごみ 拠点回収方式 ・有害ごみ 拠点回収方式 ・プラごみ ステーション方式 ・発泡トレイ 拠点回収方式(16箇所) <p>ごみステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃・埋立・プラスチックごみ 約800箇所 <p>拠点回収箇所 79箇所</p>	<p>新市において、一定の猶予期間を置き調整する。(予定3年後)</p>
5、粗大ごみ	<p>有料戸別収集方式 800円/個</p>	<p>有料戸別収集方式 1,050円/個</p>	<p>有料戸別収集方式 800円/個</p>	<p>一宮市・木曾川町に合わせる。</p>
6、ごみ受入	<p>ごみ処分手数料</p> <p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：20kgにつき160円 不燃ごみ：20kgにつき80円 <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：20kgにつき200円 不燃ごみ：20kgにつき100円 <p>計量の都度80kgを控除</p>	<p>ごみ処分手数料</p> <p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：10kgにつき100円 不燃ごみ：10kgにつき100円 <p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：10kgにつき100円 	<p>ごみ処分手数料</p> <p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：20kgにつき160円 <p>計量の都度80kgを控除</p>	<p>受入れ基準は、新市において一定期間内に調整する。</p> <p>計量方法及び手数料は、合併時に尾西市の事業に合わせる。</p>
7、生ごみ減量化推進補助事業	<p>補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定店で購入すること ・補助申請等は、指定店が代行 <p>①生ごみ簡易堆肥化容器(コンポスト)</p> <p>補助金額 1基につき3,000円 1世帯当たり2基まで</p> <p>②生ごみ発酵用密閉容器(密閉バケツ)</p> <p>補助金額 1個につき1,000円 (15ℓ未満は2個) 1世帯当たり2個まで</p> <p>③電動生ごみ処理機</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 限度額25,000円 1世帯当たり1基まで</p>	<p>補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定店で購入すること ・市内に住所を有する個人 <p>①生ごみ簡易堆肥化容器(コンポスト)</p> <p>補助金額 1基につき3,000円 1世帯当たり2基まで 容器の容量は100ℓ以上200ℓ以下 買い換える場合は3年以上経過した場合に限り補助対象とする</p> <p>③電動生ごみ処理機</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 限度額30,000円 1世帯当たり1基まで 買い換える場合は5年以上経過した場合に限り補助対象</p>	<p>補助条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の指定店で購入すること ・補助申請等は、指定店が代行 <p>①生ごみ簡易堆肥化容器(コンポスト)</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 1基につき4,000円まで 1世帯当たり2基まで</p> <p>③電動生ごみ処理機</p> <p>補助金額 購入金額の1/2 限度額30,000円 1世帯当たり1基まで</p>	<p>原則として一宮市に合わせるものとする。ただし、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曾川町に合わせるものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8、資源回収品助成金、資源回収推進協議会	資源回収品に対する市からの助成金 紙類…2円 布類…2円 ガラスビン類…8円 鉄類（スチール缶ほか）…6円 鉄類（アルミ缶）…2円 （単価はkgあたり） 資源回収推進協議会（各連区ごとに設置）への交付金 均等割…40,000円 世帯割…8円（1世帯あたり） 傷害保険料…12,000円	交付対象…登録を受けた地域団体 市内の町内会、自治会、婦人会、老人会、PTA等で営利を目的としない各種団体 回収品目…新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、アルミ缶、スチール缶 （単価はkgあたり5円）	資源回収品に対する町からの助成金 紙類…4円 布類…4円 ガラスビン類…4円 鉄類（スチール缶ほか）…4円 鉄類（アルミ缶）…4円 ペットボトル…4円 （単価はkgあたり）	新市において、一定の猶予期間を置き調整する。（予定3年後）
9、ごみ処理施設の設置	一宮市環境センター	尾西市清掃事業所	一宮市に委託	現行のとおりとする。
10、し尿汲み取り料金	収集…従量制 438円/36ℓ （うち181円は市が助成） ※1回の作業量が36ℓ未満の場合は36ℓとする。 支払い…業者から市民への直接請求	収集…従量制 160円/18ℓ ※1回の作業量が18ℓ未満の場合は18ℓとする。 支払い…業者から市民への直接請求	収集…従量制 9.45円/1ℓ （うち2.625円は町が助成） 支払い…業者から町民への直接請求	新市において、一定期間内に調整する。 （予定3年後）
11、浄化槽清掃料金	合併浄化槽 収集…従量制 12,285円/㎡ 単独浄化槽 全バッキ方式 5人槽 11,550円 7人槽 12,075円 10人槽 13,125円 腐敗タンク方式 5人槽 17,955円 7人槽 20,265円 10人槽 23,730円 分離バッキ方式 5人槽 16,170円 7人槽 20,055円 10人槽 26,040円 分離接触バッキ方式 5人槽 13,860円 7人槽 16,905円 10人槽 21,420円 支払い…業者から市民への直接請求	合併浄化槽 5人槽 26,370円 7人槽 43,540円 11人槽以上 16,740円/㎡ 単独浄化槽 全バッキ方式 5人槽 13,090円 7人槽 15,550円 10人槽 18,020円 腐敗タンク方式 5人槽 17,090円 7人槽 19,590円 10人槽 23,300円 分離バッキ方式 5人槽 20,150円 7人槽 24,240円 10人槽 29,930円 分離接触バッキ方式 5人槽 17,430円 7人槽 22,610円 10人槽 27,800円 支払い…業者から市民への直接請求	合併浄化槽 収集…従量制 10,450円/㎡ 単独浄化槽 全バッキ方式 5人槽 10,450円 7人槽 10,450円 10人槽 11,495円 腐敗タンク方式 5人槽 17,765円 7人槽 19,855円 10人槽 22,990円 分離バッキ方式 5人槽 15,675円 7人槽 18,810円 10人槽 25,080円 分離接触バッキ方式 5人槽 13,585円 7人槽 16,720円 10人槽 20,900円 支払い…業者から町民への直接請求	料金設定は、各自治体毎の業者間協議により統一価格として決定されていることにより、各市町の許可業者と協議、統一料金を設定する。（予定3年後）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
12、合併処理浄化槽 設置補助金	対象 ・50人以下の合併処理浄化槽を対象 ・専用住宅、共同住宅、併用住宅を対象 ・公共下水道認可区域以外を対象 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円 11～20人槽 981,000円 21～30人槽 1,668,000円 31～50人槽 2,238,000円 参考 平成15年度 補助金 5人槽 265,000円 6～7人槽 308,000円 8～10人槽 389,000円 11～20人槽 735,000円 21～30人槽 1,251,000円 31～50人槽 1,678,000円	対象 ・50人以下の合併処理浄化槽を対象 ・専用住宅、共同住宅、併用住宅を対象 ・公共下水道認可区域以外を対象 5人槽 236,000円 6～7人槽 274,000円 8～10人槽 346,000円 11～20人槽 654,000円 21～30人槽 1,112,000円 31～50人槽 1,492,000円	対象 ・10人以下の合併処理浄化槽を対象 ・専用住宅のみを対象 ・公共下水道認可区域以外及び、概ね10年以内に公共下水道整備ができる地域を除く地域を対象 5人槽 354,000円 6～7人槽 411,000円 8～10人槽 519,000円	合併時に尾西市の制度に合わせる。
13、斎場管理事業	1、施設 火葬炉 8基 汚物焼却炉 1基 2、火葬料金（大人） 市民 1,000円 木曾川町民 8,000円 市外 20,000円 汚物・動物 市民 600円 木曾川町民 1,000円 市外 2,500円	1、施設 火葬炉 4基 大型炉 1基 汚物焼却炉 1基 2、火葬料金 市民 無料 市外 40,000円（12歳以上） 市外 20,000円（12歳以下） 死胎 5,000円 汚物・動物 市民のみ 950円		火葬料金は一宮市に合わせる。ただし市外料金（汚物・動物は除く）は尾西市に合わせるものとする。
14、霊柩車運行事業	1、車輛 マイクロバス19人乗 （業者所有） 2、利用料金 2,500円	1、車輛 マイクロバス9人乗 （業者所有） 2、利用料金 2,500円（生活保護は免除）	1、車輛 マイクロバス19人乗 （町所有：H8購入） 2、利用料金 2,100円 （町外5割増の3,150円）	経費面を考え、木曾川町の霊柩車を使用していく。 使用料については尾西市に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

経済環境部会 環境分科会

協議項目	環境対策事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13.5.1	ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民サービスの低下を生じないように再編するものとする。
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。ただし、佐伯町におけるごみ処理手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。 (2) 3市町のし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。
	静岡市	H15.4.1	市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において再編する。 (1) ごみ処理事業については、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、収集方法等を新市において再編する。 (2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。
	山県市	H15.4.1	(1) 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。 (2) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。
	新居浜市	H15.4.1	(1) ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時まで調整するものとする。 (2) し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 (3) 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとする。 (4)・(5) 略
	田原市	H15.8.20	ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。 (1) ごみ分別・収集については、田原町の制度に統一する。ただし、合併年度は、現行のとおりとする。 (2) ごみ処理に関する諸制度については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。 (3) ごみ処理施設については、当面現行のとおりとし、新施設の建設に合わせ調整を行うものとする。

協議項目	環境対策事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>(抜粋)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。</p> <p>2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。</p> <p>3 略</p> <p>4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。</p> <p>1 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第 4 条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>1、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み</p> <p>2、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</p> <p>3、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</p> <p>4、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項</p> <p>5、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p>6、その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項</p> <p>3 市町村は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 条第 4 項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。</p> <p>4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(市町村の処理等)</p> <p>第 6 条の 2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第 7 条第 3 項、第 7 条の 3、第 8 条の 2 第 6 項、第 9 条第 2 項、第 9 条の 2 第 2 項、第 9 条の 3 第 1 1 項、第 1 3 条の 1 1 第 1 項、第 1 5 条の 1 2、第 1 5 条の 1 5 第 1 項、第 1 6 条の 2 第 2 号、第 2 3 条の 3 第 2 項及び第 2 4 条を除き、以下同じ。）しなければならない。</p>

大分類	中分類	一宮市			尾西市			木曽川町		
		小分類	収集方法	排出機会	小分類	収集方法	排出機会	小分類	収集方法	排出機会
可燃	可燃	可燃	直営 ステーション	週2回	可燃	委託 ステーション	週2回	可燃	委託 ステーション	週2回
			7~9月の祝祭日は収集			年未年始を除く祝祭日は収集			7~9月の祝祭日は収集	
不燃	不燃	不燃	委託 ステーション	週1回	不燃	直営 ステーション	月2回	埋立	委託 ステーション	月2回
					金属類 金属類以外					
粗大	粗大	粗大	委託 有料(800円) 戸別		粗大	直営 有料(1,050円) 戸別		粗大	委託 有料(800円) 戸別	
資源	紙類	新聞、チラシ 雑誌、書籍類 牛乳パック ダンボール その他	委託 拠点回収	月1回	新聞、チラシ 雑誌、雑紙 牛乳パック ダンボール	委託 ステーション	月2回	新聞、チラシ 雑誌、書籍類 牛乳パック ダンボール 厚紙	委託 拠点回収	月1回
	布類	布類	委託 拠点回収	月1回	古衣服類	委託 ステーション	月2回	布類	委託 拠点回収	月1回
	鉄類	スチール缶、鉄屑 アルミ缶	委託 拠点回収	月1回	空き缶類	直営 ステーション	月2回	アルミ缶類 スチール缶類 飲料缶以外の缶 鍋、やかん等 スチールハンガー、 傘の骨組み	委託 拠点回収	月1回
	ガラスビン類	無色透明 黒色 茶色 その他	委託 拠点回収	月1回	空きビン類	委託 ステーション	月2回	無色透明 茶色 その他	委託 拠点回収	月1回
	ペットボトル	ペットボトル	委託 拠点回収 (公共施設、スーパー)	随時	ペットボトル	直営 ステーション	月2回	ペットボトル	委託 拠点回収	月1回
	白色トレイ	白色トレイ	委託 拠点回収 (公共施設、スーパー)	随時				発砲スチロール製トレイ 白色トレイ 色付トレイ 発砲スチロール類	委託 拠点回収 (保育園等)	週1回
								プラスチック製容器包装	委託 ステーション	月2回
有害ごみ	有害ごみ	乾電池 蛍光灯 その他	委託 拠点回収	月1回	乾電池 体温計	直営 ステーション	年6回	乾電池 蛍光灯 使い捨てライター	委託 拠点回収	月1回